

患者さんの権利と責務

医療法人啓仁会 京浜健診クリニック

患者さんの権利と責務

私たちは、インフォームド・コンセント（理解するまで十分に説明され、納得した上での同意）を基本姿勢として、患者さんと信頼関係で結ばれた医療を行うことをめざしています。そこで、ここに「患者さんの権利と責務」について明記し、その実現にむけて、みなさまと共に進んで行きたいと思っています。

患者さんの権利

【医療を受ける権利】

宗教、国籍、性別、年齢、病気の性質、社会的地位などにかかわらず、どなたでも平等に医療を受けることができます。ただし、病院の機能・専門性により十分に責任が持てないような状況が生ずることが予想される場合には、ご相談の上、適切に対応します。

【知る権利】

患者さんは、病名、病状、治療内容及びその危険性、回復の可能性、検査内容及びその危険性、薬の効能及び副作用などに関して理解できるまで説明を受けることができます。研究の途上にある治療をおすすめする場合には、治療の内容や従来の治療方法との違いなどについて、事前に十分な説明をします。また、医療従事者の研究及び教育の目的を含んだ医療行為がなされる時にも、事前に説明をします。さらに、医療に要する費用及びその明細について、説明を受けることができます。

【自己決定の権利】

患者さんは、十分な説明と助言・協力を得た上で、自分の意思により、検査、治療、その他の医療行為に同意したり、選択したり、拒否したりすることができます。また、他の医師の意見（セカンドオピニオン）を求める権利があります。

【プライバシーが保護される権利】

患者さんには、医療上の個人情報を直接医療に関与する医療従事者以外の人には開示されない権利があります。

患者さんの責務

自分自身の健康に関する情報はできる限り正確にお伝えください。

様々な場面でお名前と生年月日を名乗っていただきます。繰り返しになりますがご協力ください。

ご自身の病状や経過に関すること、そしてアレルギー歴や現在内服中の薬・サプリメントなどの情報をできるだけ詳しく教えてください。また、宗教的信条、臓器提供意思表示カ

ード（ドナーカード）、尊厳死の宣言（リビングウィル）、救命医療、人工呼吸器の使用の諾否、輸血に関する希望など、事前に意思表示がある場合は明確にお示し下さい。

医療スタッフの説明が良く理解できない場合は納得できるまでお尋ね下さい。

病状や治療方針などの説明を受ける場合は、間違いや誤解を防ぐため、できればご家族と一緒にお願いします。また解らないことがあれば、納得するまでご質問ください。どうしても納得できない場合は他の病院・他の医師に意見を求めることも可能ですので患者相談窓口にご相談下さい。

医療の安全性を保ち、他の患者さんの安静を損なわないように定められた規則をお守りください。

医療安全対策や院内感染対策等の病院内の規則をお守りください。すべての患者さんが快適な環境で医療を受けられるようにご協力をお願いします。また、以下のような犯罪行為、迷惑行為、その他これらに準じる行為を禁止いたします。これらの行為により、当院との信頼関係が破たんした場合は、当院での診療を原則としてお断りいたします。

暴言・暴力行為・脅迫・窃盗

危険物の持ち込み・飲酒

他の患者もしくは医療従事者への迷惑行為

セクシャル・ハラスメント

敷地内喫煙

適切な医療を維持していくために、受けた医療等に関する医療費は速やかにお支払ください。

医療費の支払いについて心配のある方は受付にご相談下さい。

医師・看護師・医療技術者・事務などの医療スタッフの研修教育を行っています。ご理解とご協力をお願いします。

その他

皆様方のお気づきの点・ご意見を医療サービスの向上に活かしていきます。上記に記載されていない事項でも、診療を行うにあたり重要と判断される事項については、その都度病院で審議したうえでご対応させていただきます。ご理解とご協力をお願いします。

平成 30 年 3 月 11 日制定

令和 1 年 12 月 20 日改定

令和 8 年 4 月 1 日改定